

基山町イメージキャラクター 「きやまん」「きやまる」活用ガイドライン



基山町イメージキャラクター

きやまん きやまる

このガイドラインは、基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」の使用に関して、多くの皆さまに活用していただけるよう申請手続き前に、確認する内容をまとめたものです。

- 申請前に必ずお読みください。
- 随時更新されますので、最新版をご確認ください。
- 使用可能なものは、基山町のPR、産業振興、産品などの販路拡大に関するものとなります。

◆目次◆

1. 基山町イメージキャラクターイラストの使用について	P 1
2. 基山町イメージキャラクター備品の貸出しについて	P 4
3. イラスト使用・備品貸出しの手続きについて	P 5
4. 使用承認申請・貸出申込みの流れ	P 6
5. 最後に	P 7

1. 基山町イメージキャラクターイラストの使用について

基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」のイラスト（以下「きやまんイラスト」）は、以下の目的に沿った使用であれば、幅広く使用することが可能です。

- 基山町のPR
- 基山町の産業振興
- 基山町産品等の販路拡大

●イラストの使用については、2通りの方法があります。

- 基本パターンをそのまま使用する方法
 - 基本パターンを加工、ポーズを変更して使用する方法
- 基山町の認める範囲でイラストを加工、新たなポーズを作成して使用することが可能です。

基本パターンをそのまま使用



基本パターンを加工して使用



※手書きでの使用可

●イラストの色について

イラストは指定の色があります。以下をご確認ください。



基山町イメージキャラクター「きやまん」色指定

- ①#B46E32(R:180 G:110 B:50)
(C:34 M:65 Y:89 K:0)
- ②#F3C785(R:243 G:199 B:133)
(C:0 M:25 Y:50 K:5)
- ③#43AB33(R:67 G:171 B:51)
(C:70 M:0 Y:100 K:5)
- ④#60BEE4(R:96 G:190 B:228)
(C:59 M:5 Y:6 K:0)
- ⑤#EEB09E(R:238 G:176 B:158)
(C:0 M:38 Y:31 K:5)
- ⑥#E60012(R:230 G:0 B:18)
(C:0 M:100 Y:100 K:0)
- ⑦#FFFFFF(R:255 G:255 B:255)
(C:0 M:0 Y:0 K:0)
- ⑧#F39800(R:243 G:152 B:0)
(C:0 M:50 Y:100 K:0)
- ⑨#231815(R:35 G:24 B:21)
(C:0 M:0 Y:0 K:100)
- ⑩#8FC31F(R:143 G:195 B:31)
(C:50 M:0 Y:100 K:0)
- ⑪#00913A(R:0 G:145 B:58)
(C:85 M:10 Y:100 K:10)

【きやまる】

左記「きやまん」の指定色のうち、①⑩⑪が次の色となります。

- ①#FFE100 (R:255 G:225 B:0)
(C:0 M:10 Y:100 K:0)
- ⑩#FFE100 (R:255 G:225 B:0)
(C:0 M:10 Y:100 K:0)
- ⑪#ED6C00 (R:237 G:108 B:0)
(C:0 M:70 Y:100 K:0)

●イラストの基本パターン



●ロゴのパターン



※イラストの使用については、可能な限りロゴとの併用にご協力ください。

基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」は、基山町により商標登録されています。使用に関しては必ず基山町の使用承認が必要です。

●基本パターンを加工して使用する場合

基山町の認める範囲で、基本パターンのポーズなどを変更して使用することが可能です。加工する場合は、以下のことに注意してください。

・色や形状を変更しないでください。

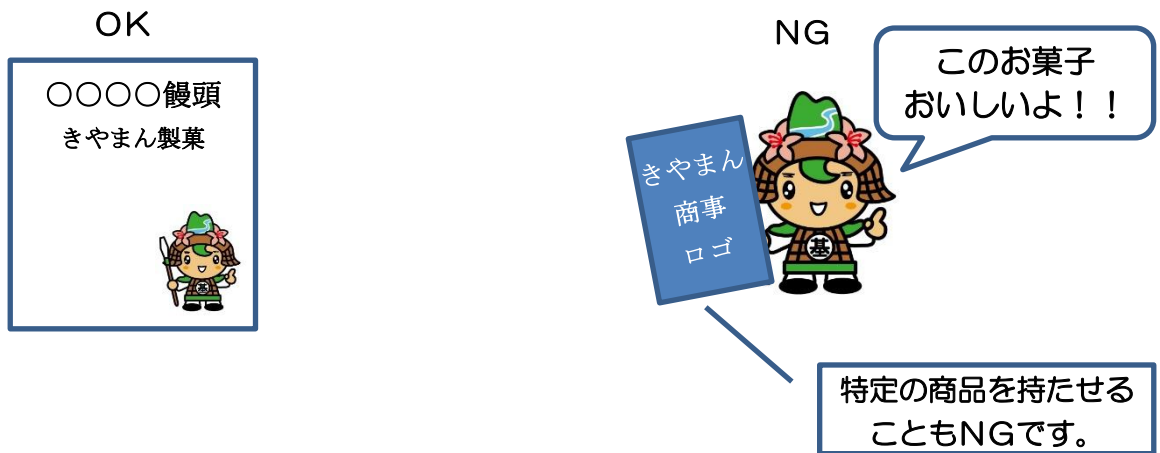
⇒（例）着衣や肌の色を変える。カブトを帽子に変える。

※持ち物（槍）を別のものに変えることは可

※衣装を着せる場合：特定の団体や企業などを連想させない衣装であれば可

・特定の商品や企業を推薦するような変更をしないでください。

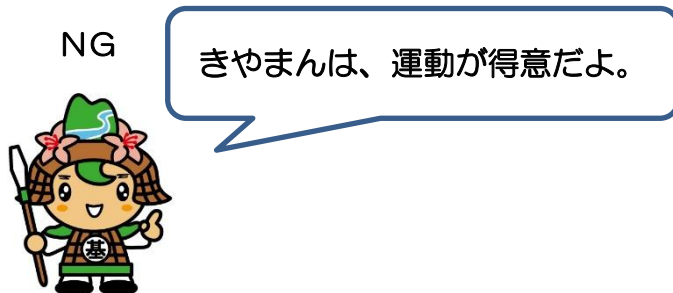
⇒（例）一般的なものではなく、特定の商品画像やデザイン、企業名、ロゴを追加したものに変える。推薦するような表現を加える。



一般的なものの例：野菜、くだもの、ボール、バット、ゴルフクラブ、食器など

・キャラクターのイメージや性格を表す変更をしないでください。

⇒（例）飲酒や喫煙のイメージ、年齢を表すような表現や好き嫌いなものなどを表すこと。



・不快感や痛み、悲しみなどを連想させるような変更をしないでください。

⇒（例）流血やケガをイメージするものや、悲しさや苦しさを表す表情に変えること。

※加工して使用する場合は、使用承認申請の際に変更内容および使用方法のわかる図やサンプルを提出する必要があります。

2. 基山町イメージキャラクター備品の貸出しについて

基山町のPR、基山町の産業振興、基山町産品等の販路拡大につながるイベント等に以下の基山町イメージキャラクターの備品（以下「きやまん備品」）を貸し出しています。

- ・基山町イメージキャラクター「きやまん」着ぐるみ
- ・基山町イメージキャラクター「きやまる」着ぐるみ
- ・基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」顔出し看板

【写真】



「きやまん」「きやまる」着ぐるみ



顔出し看板

【仕様】

着ぐるみ	顔出し看板
(サイズ) 全高：約200cm 横幅：約100cm 奥行： 約80cm	(サイズ) 全高：約160cm 横幅：約100cm 奥行： 約75cm
(パーツ) きやまん：頭部、胸部、ズボン、シューズ、槍 きやまる：頭部、頭部以外、バッテリー、槍	(付属品) ウォーターウェイト×2 踏み台
(その他) きやまん：頭部に通気用ファン1基装備（電池式） きやまる：エアタイプ、送風機2基装備（バッテリー1組で約2時間使用可）、予備バッテリー1組	(その他) 分解不可

【ご注意】

- ・着ぐるみの着衣中は声を出さないでください。
- ・着ぐるみの着脱を他の人（特に子ども）に見られないようにしてください。
- ・着ぐるみは視界が狭いので、必ず補助員を1名以上付き添わせてください。
- ・備品を破損または汚損した場合は、使用者の負担で補修またはクリーニングを行ってください。
- ・備品は雨天時に屋外で、使用しないでください。

3. イラスト使用・備品貸出しの手続きについて

●使用承認申請について【イラストの使用】

基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」のイラスト（以下「きやまんイラスト」）の使用には、必ず使用承認申請を行ってください。

【例】

- ・きやまんイラストを使用した商品を製作、販売する場合
- ・きやまんイラストを使用したノベルティグッズなどを製作、配布する場合
- ・きやまんイラストを使用したホームページや看板などを製作、掲示する場合
- ・きやまんイラストを使用した印刷物や記録物などを製作、配布する場合

- ・・・きやまんイラストをTシャツにプリントして使用する場合など。

以下のような場合は、例外的に申請する必要はありません。

- ・個人で使用する場合（個人のSNSなどブログにイラストや写真を掲載）
- ・きやまん・きやまるが出演するイベント等で、事前周知等に使用する場合
- ・基山町及びその外郭団体が使用する場合
- ・基山町が共催する催しで主催者側が使用する場合
- ・学校等が教育の目的で使用する場合

※申請不要の場合においても、ポーズやデザインを加工して使用する場合は、承認が必要になります。

申請書に必要な事項をご記入のうえ、添付書類を添えて下記まで郵送または持参してください。

【提出書類】

- ・基山町イメージキャラクター使用承認申請書
- ・図（写真や電子データ）※ポーズ等を変更して使用する場合
- ・申請者が分かる団体のパンフレット等 ※町保有資料等で確認できない場合
- ・製品等概要※製品等で販売する場合

●備品貸出申込みについて【着ぐるみ・顔出し看板の貸出し】

きやまん備品を借りる場合は、事前に基山町イメージキャラクター貸出申込みが必要です。

【提出先・お問い合わせ先】

〒841-0204

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

基山町 産業振興課 商工観光係

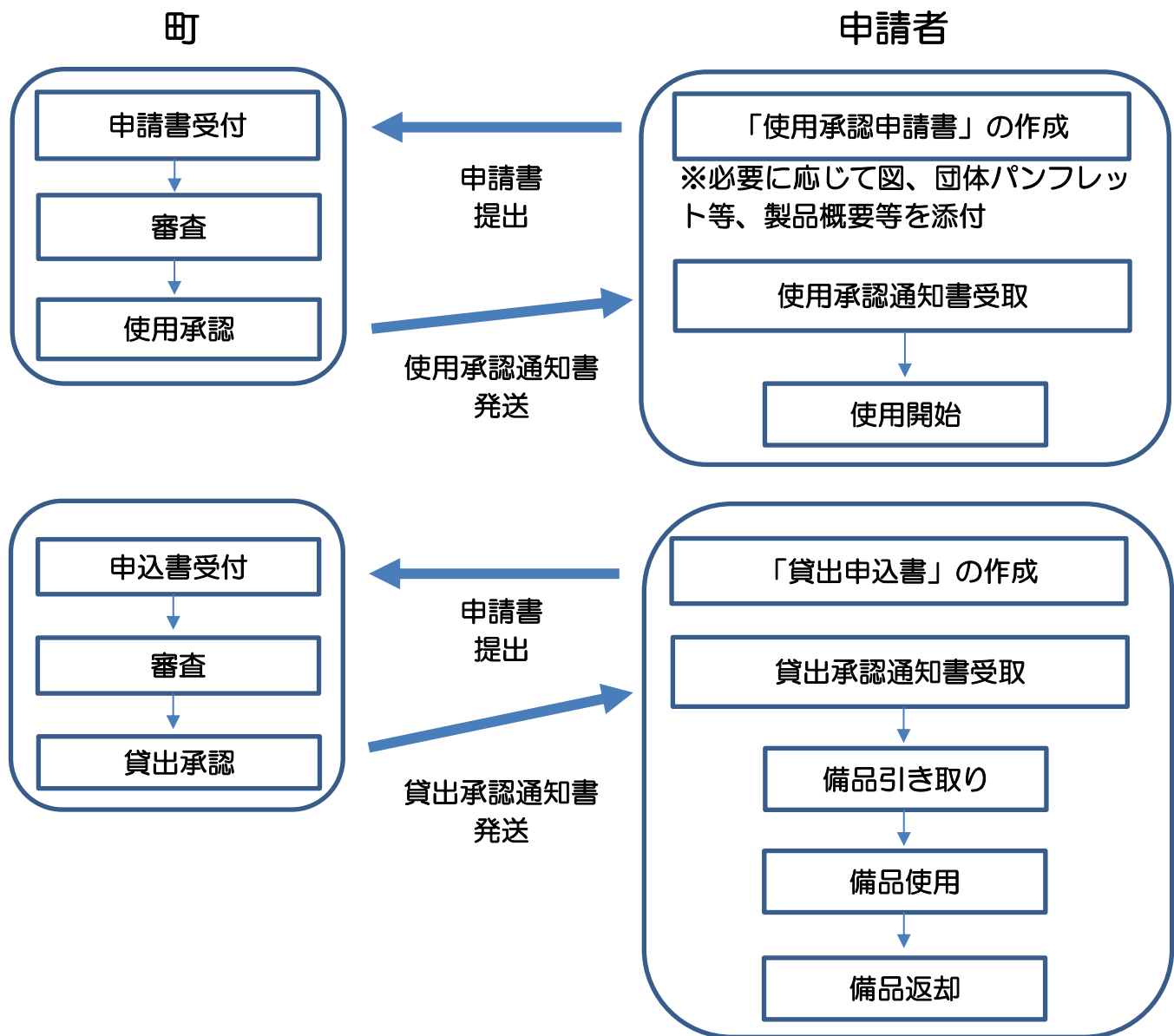
TEL：0942-92-7945 FAX：0942-92-0741

メール：sangyoshinko@town.kiyama.lg.jp

受付時間：平日8時30分から17時15分まで

※承認までに期間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

4. 使用承認申請・貸出申込みの流れ



●使用承認申請書・貸出申込書は、以下より取得してください。

- 基山町ホームページ <http://www.town.kiyama.lg.jp/soshiki/4/12222.html>
- 基山町役場2階 産業振興課

●承認に関する注意事項

以下に該当する場合は、使用承認できませんのでご注意ください。

- 公序良俗に反する目的で使用する場合
- 本町及びイメージキャラクターの品位を著しく傷つける恐れのある場合
- 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用する場合
- 品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、該当認定が得られていないものに使用する場合

5. 最後に

基山町イメージキャラクター「きやまん」「きやまる」は、基山町をPRするため、基山町の産業を振興するため、基山町の製品の販路拡大を図るために、使用していただくものです。

使用にあたっては、当ガイドラインの内容および基山町の指示を必ず確認してください。

また、当ガイドラインに記載の無いものや不明な点については、下記までご相談ください。

基山町 産業振興課 商工観光係（イメージキャラクター担当）

TEL：0942-92-7945 FAX：0942-92-0741

メール：sangyoshinko@town.kiyama.lg.jp

